常続的公示第1号

 28.5.18

 一部改正 常続的公示第10号

 30.3.7

防衛装備庁陸上装備研究所が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 杉 高 弘

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別添の契約希望申請書により申し込みに必要な書類を添付して、分任支出負担行為担当官防衛装備庁陸上装備研究所総務課長あてにご提出ください。

- ア 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2又は武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業 大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られる もののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者 が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務(研究試作を除く。)を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に 当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの(開発に係る試作請負業務(研究試作を除く。)において、下請負 企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。)
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合(当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーション

が行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

本公示の掲載番号22~28は、常続的公示第1号(28.5.18)、常続的公示第2号(28.6.13)、常続的公示第3号(28.8.8)、常続的公示第4号(28.9.1)、常続的公示第5号(28.11.7)、常続的公示第7号(29.5.19)、常続的公示第8号(29.6.8)、常続的公示第9号(30.2.16)の再公示である。

添付書類:対象契約一覧表 契約希望申請書

新規参入の申し込みに必要となる提出資料(掲載番号4~11、13~14、18、22~27、29~30、34~41)

- 1 資格審査結果通知書(写し)
- 2 法的資格等の証明書
- 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 4 体制等を証明する資料
- 5 作業従事者名簿

新規参入の申し込みに必要となる提出資料(掲載番号12、16、19~21、28、31~33、42~45)

- 1 資格審査結果通知書(写し)
- 2 法的資格等の証明書
- 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 4 体制等を証明する資料
- 5 下請(予定)企画一覧表(上記2~4項を満たしていること。)

対象契約一覧表

番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
4	装輪装甲車(改)の性能確認試験ための技術支援(その1)	カ	28.5.18	装輪装甲車(改)の試作契約での成果を継承し、当該調達 に必要となる技術等を有することを証明できること。	
5	新空対艦誘導弾(XASM-3)の性能確認試験のための技術支援(その1)	カ	28.5.18	新空対艦誘導弾(XASM-3)の試作契約の成果を継承し、当該調達に必要となる知識及び技術を有することを証明できること。	
6	新空対艦誘導弾(XASM-3)の性能確認試験のための技術支援(その2)	カ	28.5.18	新空対艦誘導弾(XASM-3)の試作契約のうち弾頭部の成果を継承し、当該調達に必要となる知識及び技術を有することを証明できること。	
7	新空対艦誘導弾(XASM-3)の性能確認試験のための技術支援(その3)	カ	28.5.18	新空対艦誘導弾(XASM-3)の試作契約のうちさく薬の成果を継承し、当該調達に必要となる知識及び技術を有することを証明できること。	防衛装備庁 陸上装備研究所 総務課調達係 ・問合せ先 042-752-2941 内線:231~235
8	新空対艦誘導弾(XASM-3)の性能確認試験のための技術支援(その4)	カ	28.5.18	新空対艦誘導弾(XASM-3)の試作契約のうち信管部の成果を継承し、当該調達に必要となる知識及び技術を有することを証明できること。	
9	アクティブ防御システム構成要素の性 能確認試験(第2次検知センサ試験) に係る技術支援(その1)	カ	28.5.18	アクティブ防御システム構成要素(その1)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
10	アクティブ防御システム構成要素の性能確認試験(第2次検知センサ試験) に係る技術支援(その2)	カ	28.5.18	アクティブ防御システム構成要素(その1)の研究試作契約 のうちの検知標定部(1)のアクティブセンサでの成果を継承 し、当該調達 に必要となる技術又は設備等を有すること を証明できること。	

番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
11	アクティブ防御システム構成要素の性能確認試験(第2次検知センサ試験)に係る技術支援(その3)	カ	28.5.18	アクティブ防御システム構成要素(その1)の研究試作契約 のうちシステム設計(対処妨害部)での成果を継承し、当該 調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できる こと。	
12	アクティブ防御システム構成要素の性能確認試験(第2次検知センサ試験) に係るデータ整理作業	力	28.5.18	アクティブ防御システム構成要素(その1)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
13	ハイブリッド動力システムの性能確認 試験のための技術支援(その1)	力	28.5.18	ハイブリッド動力システム(その2)の研究試作の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識を有することを証明できること。	防衛装備庁
14	ハイブリッド動力システムの性能確認 試験のための技術支援(その2)	カ	28.5.18	ハイブリッド動力システム(その2)の研究試作の研究試作契約での成果のうち、統合制御装置の成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識を有すること。	陸上装備研究所 総務課調達係 ・問合せ先 042-752-2941 内線:231~236
16	ハイブリッド動力システム補用品	カ	28.8.8	ハイブリッド動力システム(その2)の研究試作の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識を有することを証明できること。	ү ууук. 201 - 200
18	装輪装甲車(改)の性能確認試験のための技術支援(その2)	カ	28.9.01	車両搭載用リモートウェポンステーションの研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術または設備等を有すること。	
19	装輪装甲車(改)の性能確認試験のための射撃試験資材取り付け作業	カ	28.9.01	車両搭載用リモートウェポンステーションの研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術または設備等を有すること。	

番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
20	装輪装甲車(改)の性能確認試験のためのデータ解析作業	カ	28.9.01	装輪装甲車(改)の試作契約での成果を継承し、当該調達 に必要となる技術または設備等を有すること。	
21	装輪装甲車(改)の性能確認試験のための試験準備・撤収作業	カ	28.9.01	装輪装甲車(改)の試作契約での成果を継承し、当該調達 に必要となる技術または設備等を有すること。	
22	アクティブ防御システム構成要素の性 能確認試験のための技術支援(その 1)	カ	28.11.07	アクティブ防御システム構成要素(その2)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁
23	アクティブ防御システム構成要素の性 能確認試験のための技術支援(その 2)	カ	28.11.07	アクティブ防御システム構成要素(その2)の研究試作契約のうちの対処妨害部の弾頭部の成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	陸上装備研究所 総務課調達係 ・問合せ先 042-752-2941
24	アクティブ防御システム構成要素の性 能確認試験のための技術支援(その 3)	カ	28.11.07	アクティブ防御システム構成要素(その2)の研究試作契約 のうちの対処妨害部の発射部の成果を継承し、当該調達に 必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	内線:231~236
25	アクティブ防御システム構成要素の性 能確認試験のための技術支援(その 4)	カ	28.11.07	アクティブ防御システム構成要素(その2)の研究試作契約 のうちの対処妨害部の弾頭部のてん薬での成果を継承し、 当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明 できること。	
26	アクティブ防御システム構成要素の性能確認試験のための技術支援(その5)	カ	28.11.07	アクティブ防御システム構成要素(その2)の研究試作契約 のうちの対処妨害部の発射部の砲での成果を継承し、当該 調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できる こと。	

番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
27	アクティブ防御システム構成要素の性 能確認試験のための技術支援(その 6)	力	28.11.07	アクティブ防御システム構成要素(その2)の研究試作契約 のうちの検知評定部(2)のアクティブセンサでの成果を継承 し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証 明できること。	
28	アクティブ防御システム構成要素の性能確認試験のためのデータ整理作業	力	28.11.07	アクティブ防御システム構成要素(その2)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
29	装輪155mmりゅう弾砲の性能確認試験(射撃試験)のための技術支援(その1)	カ	29.6.8	装輪155mmりゅう弾砲(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	防衛装備庁
30	装輪155mmりゅう弾砲の性能確認試験(射撃試験)のための技術支援(その2)	カ	29.6.8	装輪155mmりゅう弾砲(その2)の試作契約のうちの車体部での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)の車体部の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	陸上装備研究所 総務課調達係 ・問合せ先 042-752-2941
31	装輪155mmりゅう弾砲の性能確認試験(機動性能試験)のためのデータ図表等作成作業	カ	29.6.8	装輪155mmりゅう弾砲(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	内線:231~236
32	装輪155mmりゅう弾砲の性能確認試験(機動性能試験)のための試験準備・撤収作業(その1)	カ	29.6.8	装輪155mmりゅう弾砲(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
33	装輪155mmりゅう弾砲の性能確認試験(機動性能試験)のための試験準備・撤収作業(その2)	カ	29.6.8	装輪155mmりゅう弾砲(その2)の試作契約のうちの車体部での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)の車体部の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	

番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
34	装輪155mmりゅう弾砲の性能確認試験(機動性能試験)のための技術支援(その1)	カ	29.6.8	装輪155mmりゅう弾砲(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
35	装輪155mmりゅう弾砲の性能確認試験(機動性能試験)のための技術支援(その2)	カ	29.6.8	装輪155mmりゅう弾砲(その2)の試作契約のうちの車体部での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)の車体部の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
36	先進対艦・対地弾頭技術の性能確認 試験のための技術支援(その1)	カ	30.2.16	先進対艦・対地弾頭技術(その1)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有すること。	防衛装備庁
37	先進対艦・対地弾頭技術の性能確認 試験のための技術支援(その2)	カ	30.2.16	先進対艦・対地弾頭技術(その1)の試作契約のうちさく薬の成果を継承し、当該調達に必要となる知識及び技術を有すること。	陸上装備研究所 総務課調達係 ・問合せ先 042-752-2941 内線:231~236
38	先進対艦・対地弾頭技術の性能確認 試験のための技術支援(その3)	カ	30.2.16	先進対艦・対地弾頭技術(その1)の試作契約のうちショットボンブを使用した試験実施における成果を継承し、当該調達に必要となる知識及び技術を有すること。	
39	先進対艦・対地弾頭技術の性能確認 試験のための技術支援(その4)	カ	30.2.16	先進対艦・対地弾頭技術(その2)の試作契約のうち信管の成果を継承し、当該調達に必要となる知識及び技術を有すること。	
40	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の性能確認試験のための技術支援(その1)	カ	30.3.7	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	

番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
41	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の性能確認試験のための技術支援(その2)	カ	30.3.7	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の試作契約の うち車体部での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪1 55mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の車体部の構造、機 能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
42	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の性能確認試験のためのデータ図表等作成作業	カ	30.3.7	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	防衛装備庁
43	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の性能確認試験のための試験準備・撤収作業(その1)	カ	30.3.7	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	陸上装備研究所 総務課調達係 ・問合せ先 042-752-2941 内線:231~236
44	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の性能確認試験のための試験準備・撤収作業(その2)	カ	30.3.7	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の試作契約の うち車体部での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪1 55mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の車体部の構造、機 能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
45	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の性能確認試験のための試験準備作業(その1)	カ	30.3.7	装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる装輪155mmりゅう弾砲(その2)及び(その3)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	

契約希望申請書

年 月 日

囙

分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 杉 高 弘 殿

住 所会 社 名代表者名

当社は、常続的公示第 号(. .)に掲載の、

掲 載 番 号: 該当する契約:

について、別添のとおり関係資料を添付しますので、契約相手方に指 名されることを希望します。

添付書類:1 資格審査結果通知書(写し)

- 2 法的資格等の証明書
- 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 4 体制等を証明する資料
- 5 作業従事者名簿

契約希望申請書

年 月 日

分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 杉 高 弘 殿

> 住 所 会 社 名 代表者名

印

当社は、常続的公示第 号(. .)に掲載の、

掲 載 番 号: 該当する契約:

について、別添のとおり関係資料を添付しますので、契約相手方に指名されることを希望します。

添付書類:1 資格審査結果通知書(写し)

- 2 法的資格等の証明書
- 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 4 体制等を証明する資料
- 5 下請(予定)企業一覧表(上記2~4項を満たしている こと。)